

秋田市告示第105号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年3月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地、子ども・子育て支援施設等の種類ならびに特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業にあっては子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否か（以下「基準」という。）の別

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	基準の別
社会福祉法人 濤標会	かんば認定こども園	秋田市牛島西一丁目7番42号	預かり保育事業、一時預かり事業	満たしている

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日

令和5年4月1日